

# —この日 海老名が熱くなる—

## 10/11日 えびな“彩”festa開催



▲昨年の写真コンテスト最優秀賞「華の舞」= 上村義雄さん撮影

10月11日、よさこい踊りの祭典「えびな“彩”festa voltage8」を開催します。市内をはじめ、栃木県、静岡県など計35のよさこいチームが、熱気あふれる演舞を繰り広げます。

このほか、市内中学・高校の吹奏学部・和太鼓部の演奏、写真コンテスト、海老名商工会議所会員による出店、子ども向けのゲームコーナーなど多彩な企画を用意しています。

また、今年は新たに、大賞予想投票を実施。正解した方の中から後日抽選で、同会議所会員企業提供の賞品を贈呈します。ぜひご来場ください。

▷日時 10月11日(日)11時～18時40分(荒天中止)※時間は変更する場合があります  
▷会場 海老名中央公園、海老名サティ、さくら並木商店街(相鉄線さがみ野駅南口)

※詳しくは、商工会議所ニュースと同時に全戸配布するチラシをご覧ください。

■えびな“彩”festa事務局(海老名商工会議所内、☎231・5865)、商工課(☎235・4843)。

### ●プログラム

**海老名中央公園会場**  
11時～11時25分 中央農業高校 吹奏楽部  
11時25分～ オープニングセレモニー  
11時40分～13時22分 よさこい踊り  
13時45分～14時15分 海老名高校 吹奏楽部  
14時30分～16時18分 よさこい踊り  
16時35分～17時5分 チーム旗競演  
17時10分 閉会セレモニー  
17時30分 受賞チーム表彰式  
18時10分 受賞チーム演奏  
18時25分～40分 ファイナル大乱舞

**海老名サティ会場**  
11時～11時30分 海老名中学校 吹奏楽部  
11時40分～13時28分 よさこい踊り  
13時45分～14時15分 中央農業高校 和太鼓部  
14時35分～16時17分 よさこい踊り  
16時18分～25分 乱舞

**さくら並木商店街会場**  
11時40分～13時28分 よさこい踊り  
13時28分～35分 乱舞  
14時35分～16時17分 よさこい踊り  
16時18分～25分 乱舞  
※その他、商店街によるイベントも実施

### 海老名中央公園会場 海老名サティ会場



### さくら並木商店街会場



いじめ、不登校、体力・忍耐力の欠如など、子どもたちは多くの問題を抱えている状況にあります。

市では、こうした現状を改善するために、家庭・地域・学校それぞれが共通理解を深める「ひびきあう教育」を推進しています。

今年度は、「早寝、早起き、朝ごはん」の提唱者である東海大学教授・小澤治夫氏と市教育委員会・沖原教育長による対談を実施。市や全国の子どもたちの現状、いじめなどの原因のほか、家庭や学校ができることについて話します。

ぜひご来場ください。入場無料。申し込み不要。直接会場へ。16時30分～18時30分

▷会場 市役所4会議室  
▷対象 幼稚園、保育園、小中学校の保護者および関係者、市内在住または在勤で教育に関心のある方

▷内容  
・青少年健全育成推進者表彰  
・非行防止ボクサー入賞者表彰  
・意見発表(学校給食セーター)



▲昨年の様子

学校栄養教諭・福島陽子、中新田小学校・吉田博信校長

・対談「子どもたちにつけておきたい力!」学力のヒケツは早寝、早起き、朝ごはん(東海大学体育学部・小澤治夫教授、市教育委員会・沖原次久教育長)

▽主催 海老名市PTA連絡協議会、海老名市青少年問題協議会、市教育委員会 ☎235・4996

## 家庭と地域の教育を考えるつどい

### 「今、子どもたちにつけておきたい力!」

**【表1】自己負担限度額(年額)**

所得区分	後期高齢者医療制度 + 介護保険 (75歳以上の方の世帯)		会社等の健康保険 (協会けんぽ、組合保険、共済組合等) または 国民健康保険 + 介護保険 (70～74歳の方がいる世帯)		会社等の健康保険 (協会けんぽ、組合保険、共済組合等) または 国民健康保険 + 介護保険 (70歳未満の方がいる世帯)	
	現役並み所得者 (上位所得者)	一般 (市県民税課税世帯)	低所得者 (市県民税非課税世帯)	II※1	I※2	34万円 (45万円)
現役並み所得者 (上位所得者)	67万円 (89万円)	67万円 (89万円)	126万円 (168万円)			
一般 (市県民税課税世帯)	56万円 (75万円)	56万円 (75万円)	67万円 (89万円)			
低所得者 (市県民税非課税世帯)				31万円 (41万円)	31万円 (41万円)	34万円 (45万円)
				19万円 (25万円)	19万円 (25万円)	

※1 世帯員全員が市県民税非課税の方  
※2 世帯員全員が市県民税非課税で、世帯員全員の合計所得金額が0円の方(公的年金所得は、所得控除を80万円として計算)  
注)今年度は、( )内の赤字の額が適用されます(計算期間:平成20年4月1日～21年7月31日の16カ月分)  
来年度からは赤字の額(計算期間:8月1日～翌年7月31日までの12カ月分)が合算対象期間となります

### 支給申請の流れ

支給を受けるためには、計算期間の末日となる基準日(毎年7月31日)現在、加入している医療保険に申請する必要があります。なお、加入している医療保険によって申請方法は異なります。申請方法は、次のとおりです(手続きの流れについては図2をご覧ください)。

### 支給額の計算方法

高額医療・高額介護合算療養費制度では、医療保険と介護保険の双方から、自己負担額の比率に応じて支給される仕組みになっています。

例えば、国民健康保険に加入している70歳未満の夫婦(市県民税課税世帯)の場合は、図1のとおりです。

### 申請に必要なもの

申請時に必要な持ちは、次のとおりです。

- 国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者証
- 介護保険被保険者証
- 医療サービスまたは、介護サービスを受けている方全員分の振込先口座の通帳(または写し)
- 印鑑(朱肉を使う物に限る)。

### 対象となるのは

同一世帯で同じ医療保険に加入している、計算期間内(※)に負担した医療費と介護サービス利用費の自己負担額の合計額が自己負担限度額を超えた世帯に対し、申請により、超えた部分を支給します(自己負担限度額は表1のとおり)。

同一世帯でも医療保険が異なる場合には、合算の対象となりません。

※計算期間:8月1日から翌年7月31日までの12カ月間。ただし、平成20年度分は経過措置により、20年4月1日から21年7月31日までの16カ月間になります。

## 高額医療・高額介護合算療養費制度のお知らせ

### 制度の概要

医療保険では、医療費について1カ月ごとの自己負担限度額が設定されており、自己負担額がこの限度額を超えた場合、超えた部分は高額療養費として、後日支給されます。

また、介護保険についても同様に、月額限度額が設定されており、超えた部分は、高額介護サービス費として支給されます。

高額医療・高額介護合算療養費制度は、医療と介護の両方から、自己負担限度額を超えた世帯に対し、申請により、超えた部分を支給します(自己負担限度額は表1のとおり)。

### 対象となるのは

同一世帯で同じ医療保険に加入している、計算期間内(※)に負担した医療費と介護サービス利用費の自己負担額の合計額が自己負担限度額を超えた世帯に対し、申請により、超えた部分を支給します(自己負担限度額は表1のとおり)。

同一世帯でも医療保険が異なる場合には、合算の対象となりません。

※計算期間:8月1日から翌年7月31日までの12カ月間。ただし、平成20年度分は経過措置により、20年4月1日から21年7月31日までの16カ月間になります。

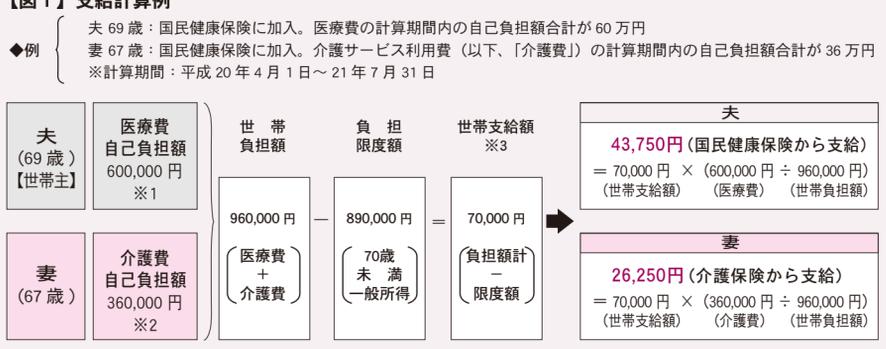
## 医療費・介護費の自己負担を軽減します

医療保険と介護保険において、自己負担額が著しく高額になる場合に、それぞれ軽減していた従来の制度に加え、両方の自己負担額を合算して軽減する新たな制度が始まりました。

医療保険と介護保険において、自己負担額が著しく高額になる場合に、それぞれ軽減していた従来の制度に加え、両方の自己負担額を合算して軽減する新たな制度が始まりました。

合算した自己負担限度額(年額)を設定することで、自己負担額をさらに軽減するものです。

### 【図1】支給計算例

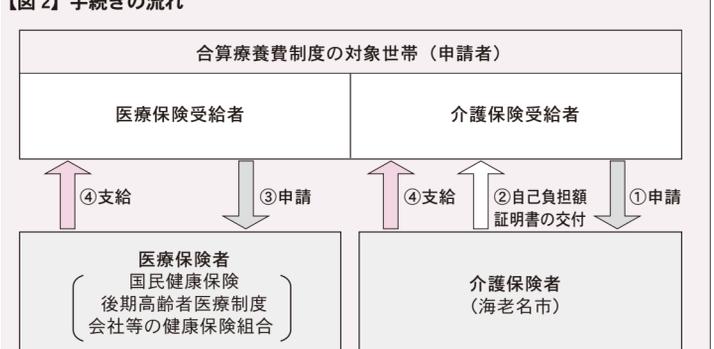


※1) 医療保険適用分の自己負担額(1～3割負担分)が合算対象です。保険適用とならない費用(差額ベッド料・食費等)の負担分は合算対象外です。高額療養費で還付された金額は合算対象外です。

※2) 介護保険適用分の自己負担額(1割負担分)が合算対象です。保険適用とならない費用(施設利用料・食費等)の負担分は合算対象外です。住宅改修費および福祉用具購入費の自己負担額は合算対象外です。高額介護サービス費で還付された金額は合算対象外です。

※3) 世帯支給額の合計額が500円を超えない場合は支給されません。

### 【図2】手続きの流れ



① 介護保険の窓口(高齢介護課)に介護保険の「自己負担額証明書」の交付申請を行います  
② 介護保険の「自己負担額証明書」の交付を受けます

※ 基準日(毎年7月31日)の時点で、国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している方は、①②の手続きは不要です。

③ 医療保険の窓口(高齢介護課)に支給申請をします(②の手続きを行った場合は「自己負担額証明書」を添付)  
④ 医療保険と介護保険の両方から、支給される額が通知され、それぞれ保険受給者に支給されます